

最高裁秘書第2708号

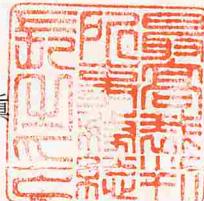
令和2年11月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月5日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2747号

令和2年11月13日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年10月9日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第22号

(2) 謝問日

令和2年11月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2748号

令和2年11月13日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第22号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年11月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

#### 1 開示申出の内容

最高裁の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書（最新版）

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、10月5日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所における裁判書の記載内容については、個別の係属事件を担当する最高裁判所裁判官において判断されるべき事柄であり、その事務は裁判事務に属することから、司法行政部門において本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要性はない。

最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

(2) よって、原判断は相当である。